

Ⅲ 令和3年度地域包括支援センター全体評価について

※別紙「地域包括支援センター全体評価（令和3年度）」参照。

1. 総評

全27センターの評価の平均点を見ると、多くの項目で基準点を越えており、各センターの運営は概ね問題なく行われている。

「(3) 総合相談支援業務」、「(6) 生活支援コーディネーター業務」の平均点が基準点を下回っているが、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の為に活動が制限されるなかでも、ICTを活用するなど、感染予防対策に留意し各センターにおいて工夫して活動を行っていた。また、「(7) 指定介護予防支援事業」についても平均点が基準点を下回っているが、圏域の居宅介護支援事業所の数が少ないことや、センター職員の退職、職員を募集しても入職者がいないこと等が影響し、基準を達成することができていない。

〈基準〉 2点：評価基準の内容は概ね達成できている。(実績÷基準が1以上)

1点：評価基準の内容の一部が達成できていない。(実績÷基準が0.5～1未満)

0点：評価基準の内容はほとんど達成できていない。(実績÷基準が0.5未満)

*評価基準の内容は概ね達成できており、特に評価すべき取組みを行っている場合、行政にて加点(+1点)している。

*一部評価点数が2倍の項目あり

*新型コロナウイルス感染症の影響を鑑み、実績による評価をしていない項目がある。

2. 項目別評価

(1) 運営事務関係【基準点：2.00点、平均点：2.11点】

- ・他項目と比較すると加点部分が少ない項目だが、平均点が基準点より高く、各センターの運営が適切に行なわれていると考えられる。
- ・特に「⑤職員の育成」、「⑨地域全体への包括の周知・浸透」、「①3職種その他の職員の職務及び連携」については、評価が高く各センターで積極的に取り組みを実施している。周知の方法として、SNS（Facebook、LINE、Instagram、YouTube等）の活用もみられる。
- ・「⑥職員のケア」については、達成度は高くはないものの、各センターでストレスチェックや相談体制の整備等の取り組みを実施している。

(取り組み例)

【⑤職員の育成】

行政や関係機関からの案内は全職員回覧し自発的な参加を基本に勧めている。参加後は朝礼時の報告、報告書の提出で共有を図っている。(中央2)

【⑨地域全体へのセンターの周知・浸透】

コロナ禍により対面で広報する機会が減少したため、チラシ配布等、非対面式でできる広報活動に力を入れた。シティエフエムラジオに出演し、さえりあの広報を行った。(中央1)

【①3職種その他の職員の職務及び連携】

困難ケースは二人体制で対応し、事務所内で情報共有・対応検討するなどチームアプローチを行っている。(中央4)

【⑥職員のケア】

センター職員と圏域ケアマネジャー対象に「ケアマネジャーのストレスケア」研修を実施。こころの健康センター公認心理士によるストレスの付き合い方・ストレスの対処法についてを学んだ。(南3)

(2) 介護予防ケアマネジメント【基準点：3.33点、平均点：3.35点】

- ・各センター自立支援を意識し、利用者のケアマネジメントを実施し、介護保険の卒業者の実績もある。通いの場の立ち上げ及び既存の通いの場につなぐことについて、新型コロナウイルス感染症の影響を受け十分な取り組みができない地域もあったが、活動再開の支援に力を入れたセンターや通いの場を新規に立ち上げることができたセンターもあった。

(取り組み例)

【①介護予防の目的を意識した特定高齢者へのケアマネジメント】

- ・プラン作成時に利用者と自立への目的をしっかりと説明し明確な目標を立てることを意識している。令和3年度の介護保険の卒業者21名。(東5)
- ・ポールウォークをメインとした通いの場を2か所、認知症予防(脳トレ)の通いの場を1か所立ち上げた。(中央3)
- ・サロン参加が少ない男性のみを対象に「男の体操教室」を立ち上げ、男性が健康意識を高め介護予防への取り組みを促した。令和4年度は住民主体へしていくためのリーダー育成も行っている。(中央5)
- ・コロナ禍の為、新規の通いの場の立ち上げは無かったが、休止しているサロン等への再開支援を行った。(中央6)

(3) 総合相談支援業務【基準点：2.00点、平均点：1.81点】

- ・「①地域におけるネットワーク構築」への対応について、令和2年度に引き続き令和3年度も新型コロナウイルス感染症影響のため、回数や件数等による一律の評価をしないこととした。コロナ禍においても感染予防対策を講じ、ほとんどのセンターが積極的に地域へ赴き活動をしていた。
- ・「②高齢者見守り事業」については新型コロナウイルスの影響により計画的な訪問が困難なセンターが多くある一方、積極的に訪問を実施したセンターもあった。ポスティングによる電話での実態把握の手法を取り入れるなど、非対面での方法を実践しているセンターがあった。

(取り組み例)

【①地域におけるネットワーク構築】

新しくできた事業所もタイムリーに把握し、既存のネットワークへの加入や周知、地域ケア計画等に落とし込みを行っている。(東1)

【②高齢者見守り事業】

コロナ禍により十分な活動が行えなかったが、ポスティングによる電話での実態把握など工夫して行った。(西2)

【③総合相談支援業務】

毎朝のカンファレンスの際に、支援状況の確認を実施している。(南4)

(4) 権利擁護業務【基準点：2.00点、平均点：2.14点】

- ・成年後見制度の広報等の取り組みや消費者被害への対応の評価点が高い。高齢者の消費者被害については本市においても発生しており、各センターにおいて消費生活センターとの連携や広報誌へ掲載するなど啓発を行っている。
- ・困難事例や虐待事案に対して行政、関係機関と連携し対応している。

(取り組み例)

【④困難事例への対応】

ケースの状況に合わせて、随時地域ケア会議（課題検討型）を実施し、関係者の専門的視点を取り入れながら支援の方向性を検討し役割分担を行っている。(西3)

【⑤消費者被害への対応】

「高齢者の消費者被害防止における支援者の役割と注意点」のテーマで消費者センターを講師に招き、ケアマネ、事業所、民生委員を対象に勉強会を開催。(西5)

(5) 包括的・継続的支援業務【基準点：2.50点、平均点：2.79点】

- ・連絡会や研修会等の開催について、オンラインで実施し、非対面による開催方法が定着している。
- ・地域における介護支援専門員を対象とした研修会等は概ね取り組みが進んでいる。
- ・地域ケア会議の開催については、自立支援型地域ケア会議や課題検討型地域ケア会議を通じた地域課題の抽出、ネットワークの構築等により地域包括ケアシステムの基盤としての役割を担っている。
- ・連絡会や研修会、地域ケア会議等の対面で開催する会議等については、ICTを活用した開催方法を取り入れ、概ね評価基準の回数を開催することができている。

※地域ケア会議とは、各地域包括支援センターを中心に、個別事例に対し多職種専門職によって検討を行う会議。

(取り組み例)

【①地域の介護支援専門員と関係機関等との連携支援】

圏域の医療機関や介護サービス事業所等の関係機関との連絡会を月1回オンラインで行っている。居宅・包括連絡会にて情報交換や事例検討会、研修会を開催しケアマネジャー同士の横のつながりを構築している。(北5)

【②地域ケア会議の開催】

認知症における徘徊が心配な利用者へ対し、独自の見守りシートを作成し、行方不明になる前から家族とコンタクトをとり、警察や自治会、行政へ情報提供を実施し見守りを強化している。(西1)

【③地域の介護支援専門員への個別支援・相談】

・委託ケースについては、必ず担当者会議に同席し、ささえりあの役割を利用者や家族へ伝え、ケアマネジャーのフォローがしやすい関係づくりに努めている。また、月初の実績報告時に支援内容を確認し把握。必要に応じ相談対応した。(南2)

・メディカルネットワーク、感染予防対策、地域リハビリテーションについて研修会実施(東4)

(6) 生活支援コーディネーター業務【基準点：2.40点、平均点：2.26点】

- ・各センターで生活支援等サービスの体制整備に向けた協議体(運営協議会との共催を含む。)の設置、開催を実施している。
- ・「地域に必要な生活支援サービスの開発」は低く、令和2年度に引き続き新型コロナウイルス感染症の影響のため、生活支援・介護予防サービスの開発や担い手の育成が計画通りに進めることができないセンターがある一方、「地域支え合い型サービス補助金」を活用し、生活支援等サービスの開発をすすめることができたセンターもあった。

(取り組み例)

【①生活支援・介護予防サービスの開発及び担い手の養成】

・地域住民、地域団体との共同にて、地域支え合い型サービスの立ち上げ。コロナ禍でも意欲的に活動される地域、慎重に動かれる地域と差がみられる。(北4)

・ZOOMの教室を大学生や企業の協力を得て開催。コロナだけではなく、天候や災害、その他の障がいにより左右されずに取り組むことができる健トレオンラインを立ち上げ、介護予防体操や健康講話をZOOMで配信している。(東2)

・ローソン、河内まちづくりセンターと連携をとり、河内・吉野校区にお

ける移動販売の正式運用が開始された。(西4)

・小学4年生の児童を対象に福祉教育を実施し、高齢者のサポートについて学ぶ機会を設けた。(南5)

【③協議体の設置・運営】

会場と自宅をオンラインでつなぐハイブリット型での開催に取り組んだ。(南1)

専門職協議体を年2回開催。自立支援型地域ケア会議のケースを通しての地域課題について共有し、次年度からの取り組みまでの協議、提案書を区へ提出した。(南3)

(7) 指定介護予防支援事業【基準点：3.00点、平均点：2.54点】

- ・専門職の介護予防支援業務担当数は、令和3年度は上限20件で設定。27センター中16センターで設定した上限数以下で実施することができた。今後、指定居宅介護支援事業所への委託をいかに実施・増加させていくことが課題であるが、居宅介護支援事業所のケアマネジャーの不足や事業所の閉鎖が要因ともなっている。

(取り組み例)

【①指定介護予防支援事業に関すること】

介護予防支援業務は約7割を居宅介護支援事業所へ委託している。最近では居宅介護支援事業所から委託を断られることが多くなっている。居宅介護支援事業所の職員減や閉鎖に伴い、委託していたケースが戻ってくることもある。(北1)

3. その他の特徴的取組（1項目あたり1～2点加点。上限10点）

(1) 先進的取組み・市との連携・協働（平均加点：7.30）

自立支援型ケアプラン作成に向けたリハビリテーション専門職派遣事業の積極的な実施。(中央3他14センター)

国保年金課とともに、「高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施事業」のモデル圏域として、体力測定会、健康講座を開催した。町内だけでなく、校区全体でも取り組んだ。(北3)

北区生活支援コーディネーター共同で、通所等事業所の紹介動画を掲載したYouTubeチャンネルを立ち上げた。(北区の5センター)

「障がい者相談支援センター絆」と「ささえりあ城南」が合同事務所となったことから、本市健康福祉政策課と共同で「孤独・孤立対策～重層的支援体制整備事業の構築に向けて～」の研修会を開催した。(南6)

(2) 先進的取り組みの共有（平均加点：1.70）

チャレンジささえりあ研修会において活動事例を発表。（中1他12センター）

他のささえりあに対し、YouTubeでの事業所紹介動画の取組方法・効果について、また公式LINEアカウントでの広報の取組・方法・効果等についてオンラインで情報提供や助言を行った。（北2）